

穂豊帆 21

第219号

山形市農業委員会
〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL 023-641-1212 (内線773)

[hohoho 21]

地域探訪 蔵王地区



成沢城跡公園

成沢城は、置賜や上山方面からの敵を食い止める最上領南部の最前線として、永徳3年(1383年)に最上氏の始祖である斯波兼頼が築きました。戦国時代の柏木合戦で伊達軍を破った時の城主は、成沢道忠でした。春には花々が咲き誇り、秋には紅葉も見事です。山形盆地が一望でき、八幡神社の石鳥居など見どころいっぱい、気軽に散策が楽しめます。

日本最古の石鳥居とされ、昭和27年に国の重要文化財に指定されています。平安時代末期の造立と推定され、成沢口参道の象徴とされました。鳥居は凝灰岩でできており、高さは436cm、柱は直径95.5cmの直立円柱です。



成沢田植踊 (平成2年 山形市無形民俗文化財に指定)

成沢田植踊は、豊作祈願のため、明治5年(1768年)頃にはじまりました。踊り手は全員男性で、前列は3名で真ん中には中太鼓、両脇には「げんない棒」を持ち、大地を叩き、田の神を呼び起こすとされます。後列4名の早乙女は、稲の苗を植えるなど、様々な稲作作業を表現しています。毎年除夜の鐘が新年を告げると、成澤八幡神社で奉納公演をしています。



八幡神社鳥居

● 農業委員会の活動報告

- * 地区別農政懇談会開催 2 P
- * 村山地区農業委員・農地利用最適化推進委員
農業者年金協会代議員 合同研修会 3 P
- * 令和4年度北海道・東北ブロック
女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 4 P
- * 山形市農業委員会女性農業者の集い 4 P
- * 女性の農業委員会活動推進シンポジウム並びに
女性の委員のための農業者年金セミナー 5 P

● お知らせ

- * 農地パトロール実施のお知らせ 5 P
- * 令和5年賃借料情報について 5 P
- * 農業者年金現況届について 6 P
- * 許可等日程のお知らせ 6 P



地区別農政懇談会を開催しました

市内21地区において、地区別農政懇談会を農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となって開催し、たくさんの皆様より参加をいただきました。

懇談会では、各地区の農業を取り巻く諸問題等について、次のような意見・要望がありました。これらについて、これから農業委員会で協議を行い、市、県、国や関係機関に提言・要望してまいります。

1 水張り問題について

○水田活用の直接支払い交付金の交付対象水田について「5年間に一度も水稲の作付(水張り)のない水田は交付金の対象外となることは、転作大豆・ソバ生産営農組織のある地区において大きな問題となっている。1か月程の水張りは現実的に難しく、交付金収入がなくなる事で農地所有者への借地料支払いや集落営農組織の運営にも影響がでる。降雪のある地域の実情を踏まえ、冬季間の積雪・水溜めをもって「水張り」と認めることを検討してほしい。集落営農組織の弱体化は地域計画の作成にも多大な影響を与える事から見直しの再考をお願いしたい。

○5年に一度の水張り問題は、せっかく畑地化したのに無駄だったということになる。国の施策が一貫しておらず現場は混乱している。即急に修正をお願いしたい。加えて、直接支払い交付金は営農上欠かせない収入になっており、現場がどうなっているか検証して即急に修正をお願いしたい。

2 鳥獣被害問題について

○中山間地域では電気柵がイノシシ対策に効果はあるものの、被害が恒常化し耕作を諦めている小規模農業者も多い。電気柵の規模・規格の緩和

や申請の簡略化、並びに収穫後ではなく春作業の前に予算執行をしてほしい。地理的にも長距離の電気柵を設置することは難しく、小さな農地を多く守る方が結果として営農や荒廃農地の減少につながる。また、力モシカ対策のネットは現状では利用が少なく、そのための予算を電気柵の予算に充てることのできるのではないか。

○行政から鳥獣対策に様々な支援をいただいております。農業者は非常に助かっている。ただ、補助金を受け取る時期が遅すぎることから、必要な時に必要な補助金が受け取れるようにしてほしい。

○電気柵を設置する際、高齢な農家がカヤや雑木が支障になって作業ができない場合は、行政で実施してほしい。

3 物価高騰問題について

○行政の燃油・肥料価格高騰対策には感謝している。しかし、その他に資材や輸送費なども高騰し続けているなか、農産物の価格は低迷している。売上の減少は収入保険等で賄えるが、売価への生産コストの転嫁が出来なければ営農継続が危ぶまれる。農業者の所得向上が新規就農者の増加にも関連すると考えられるため解決策を検討してほしい。

○米価低迷、資材・肥料等の高騰で、作付面積を増やしても収益が上がらな

いのが現状だ。次世代が継承したい、新規就農したくなるような魅力ある長期展望の構築を求めたい。また、農業は基幹産業であることを示すため、稲作を中心とする経営体も持続可能な経営を続けていけるよう個別所得補償制度の復活を求めたい。

○冬期間に暖房を必要とする作物は、その価格が数十年前と変わらない。一方、燃料代が高くなっている。免稅軽油のような施策をしてほしい。

○ビニール等の価格が上昇している。作物を持続的に生産するためのビニール等張替え費用の補助をお願いしたい。

○モミガラの有効活用のため固形燃料などへの取り組みを考えてほしい。また、広域堆肥センターを設置してほしい。

○世界的に穀物等の価格が上昇する中、米・米粉の消費拡大が必要である。米はアレルギー物質をほとんど含まず、子ども達が安心安全に食べられる穀物である。農水省だけでなく厚労省にも働きかけて、米・米粉の消費拡大を図ってほしい。

○肥料だけが値上がりしているわけではなく、来年の経費がどの位になるか心配である。価格転嫁できる仕組みが必要であり、食糧管理制度の復活など国がもっと関与すべきである。

4 新規就農者について

○新規就農者は何もない状態から始めるため、入手しやすい機械や施設、及び専門知識を習得する場があれば非常に喜ばれる。新規就農者を増やすため、JAが運営している野菜団地や果樹団地をもっと増やせば、多くの就農者を集めることができる。

○親元就農者にも新規就農者同様の支援が必要である。

○新規就農者経営発展支援事業の対象を就農5年目までにしてほしい。ハウス資材等が高すぎて新設できる状況にない。

5 地域計画について

○目標地図の素案作成に当たり、農地所有者による貸付先希望や小作料の違い等、様々な意見が出ると思われる。最終的な目標地図作成の進め方について行政が主導するようお願いしたい。

○将来、農地を誰が担っていくかは、ほぼ決まっている地区もあるが、現状は規模拡大のため、農地集積や集約をしても利益を上げられない状況である。目標地図を作成するのは理解できるが、もっとゆとりを進めるべきではないか。

○中山間地直接支払交付金制度と、今回作成する地域計画の関連性を示してほしい。

○地域計画の作成に向け、農地中間管理機構本体が、動く組織に変わらなければならない。

6 農地転用等について

○耕作放棄地を生じさせないよう開発許可担当と農地転用担当が連携して取り組んでほしい。関係部局が連携し耕作放棄地にならないような施策をお願いしたい。

○子ども・人口・農業者の減少、それに伴い空き家が増加し農業者の高齢化、離農などにより荒廃農地も増え、地域は憔悴、衰退している。地域活性化を図るため、農業振興地域の一部を大胆に除外して、活性化・人口増を行えるような土地開発をお願いしたい。宅地造成、施設、大胆な発想の転換など、農業・農地に新たに活力を見いだせるような支援、取組みをお願いしたい。

7 その他諸問題等について

○令和2年の豪雨時は、水路の倒壊で甚大な被害が出た。田んぼダムが貯水効果、豪雨災害の防止・被害を最小限化することができるといわれているが、これを実行するには地域の全土の排水箇所を改良する必要がある。その改良費用を支援してほしい。

○山手の傾斜地にあるブドウハウスの老朽化がひどい状況である。解体時の支援策を検討してほしい。

○後継者が少なくなっている、航空防除のラジコンヘリ、ドローン等の免許取得の助成をお願いしたい。

○遊休果樹園が増えてきている。病虫害の発生源になるので大規模土地改良事業（立木の伐採）ができる事業がほしい。



地区別農政懇談会の様子

村山地区農業委員
農地利用最適化推進委員
農業者年金協会代議員

合同研修会

令和5年2月14日に山形テルサで開催されました。研修会では、人・農地プランが「地域計画」として法定化され、都道府県の基本方針、市町村の基本構想と連なり地域の基本計画として位置づけられ、恒久的な取り組みになったことにより、

- ①関係機関との協議
 - ②農地の出し手受け手の意向把握
 - ③目標地図の素案作成
 - ④地域での話し合い
 - ⑤地域計画の策定後では、
 - ①農地バンクの貸し付けの働きかけ
 - ②計画に沿った利用調整・マッチング
 - ③計画の随時見直し等
- 農業委員会は地域計画で重要な役割を担わなければならない、と強く認識しました。

また、全国農業会議所農地組織対策部伊東積未主査より、女性農業委員の重要性について説明があり、会場では、すでに女性農業委員3割を達成された朝日町農業委員会が紹介され、意欲的に楽しく活動していることを話されていました。
(農業委員 石川 富夫)

令和4年度北海道・東北ブロック 女性農業委員・ 農地利用最適化推進委員 研修会

令和5年1月26日、青森市にて150名参集のもと研修会が開催されました。始めに、「新たな農地利用の最適化について」全国農業会議所農地利用最適化担当部長 佐藤陽平氏よりお話がありました。内容は、

1. 民法、不動産登記法の改正について
2. 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について
3. 農林水産省ガイドラインについて
4. 農業委員の女性登用について
5. 戸別訪問の推進について

の5つで、最新の情勢の説明がありました。特に、1は所有者不明土地等の「発生防止」と「利用の円滑化」の両面から総合的に民事基本法の制度の見直しがありました。農地も含めあらゆる土地が対象となることに質問が相次ぎ、参加者の関心の高さが伺えました。

次に、「女性が活躍する農業委員会」と題して、東京農業大学准教授 五條満義氏より講演がありました。農業委員会における女性登用・活躍の推進という観点に重きを置

きつつ、背景にある男女共同参画運動の展開、そして先人達の言葉を借りれば「場慣れすること」の重要性を語られました。全国各地の多様な農業の取り組みの事例を紹介し、「農地を活かす立役者」としての農業委員・農地利用最適化推進委員の働きを強めていくことが大切になってくる。と話されました。

最後に、家族経営協定の意義と普及推進が今こそ大切である。と語られました。家族経営協定を「人生を楽しくするための約束事」と捉え、家族内での一人一人の立場の確立と意向向上を図る手段として活用してもらいたい。その結果、農業経営の現状確認、経営目標等の明確化、個人の能力開発、計画的な経営移譲等に繋がっていく。



今回の研修会で、「農業の発展・継続は難しく考えず、家族を基本とした健全な農業を目指すことが大切である。」と学びました。今後農業委員活動に活かしていきたいと思

います。

(農業委員 遠藤 紀江)

山形市農業委員会主催 女性農業者の集い

「女性の農業者の意見交換会」を3年ぶりに令和5年2月15日に開催しました。20代から60代までの子育て世代から後継者のいる方。農家に生まれ育った方からサラリーマン家庭から嫁いだ方。山形出身から宮城県、関東から嫁いできた方。いろんな立場ではありますが、農業と山形に心を寄せてくれ、日々を生き生きと過ごしている方12名の参加をいただきました。

「私たちの農業経営」と題して、一部は南陽市の黒澤ファームの専務取締役であり山形県女性の農業委員女性の会の会長でもある黒澤ちよ子さんから、南陽市で大規模にお米を作っている農業経営と地域とのかかわりについての講演を頂きました。

旦那さんが本格的に農業経営に取り組んだ際に、黒澤さんご自身も会社を辞めて家業に関わる様になり、2017年には息子さんも経営に参加したこともあり家族協定を結んでいます。

旦那さんは「製造と営業」、息子さんは「精米担当」、そしてちよ子さんは「事務処理とその他」を担当して

おり、お互い自分の分野に責任を持ち、干渉をしないのが成功の秘訣だそうです。しかし、たまに「どの方向に行きたいのか」を家族で話し合う事も重要とのこと。



なだ万、パークハイアット東京、名月荘などに扱ってもらうためにASISAGAP認証農場も取得しております。何事も「自分たちは何がしたいのか」を見極めて、「みんながやっているからやるのではなく、必要ならばやる」のが大切だとおっしゃっていました。

第二部は、席をくじ引きで決め、一部とは違う方達と昼食をとりながら交流。コロナ禍で人と話すことが久しぶりだったらしく、悩みを共有したり助言をもらったりと、とても盛り上がり楽しい時間はあっという間に過ぎました。

このネットワークから様々な展開が広がっており、山形市農業の明るい未来を感じています。

(農業委員 新関さとみ)

女性の農業委員会活動 推進シンポジウム並びに 女性の委員のための 農業者年金セミナー

女性の農業委員会活動推進シンポジウムが令和5年3月9日東京有楽町朝日ホールで開催されました。『女性の力で進めよう！農地利用の最適化』と題して、全国から302名、山形県からは20名の女性の農業委員・推進委員が出席しました。

「地域計画の作成における女性の農業委員・推進委員に期待される役割」について東京農業大学・国際食料情報学部 堀部篤教授より講演がありました。「地域計画」の策定主体は市町村、農業委員会は目標地図の素案を作成。目標地図は10年後の農地利用像です。

◇政策は、降ってくるもの
↓もらえるものはもらっておこう。

◇政策は、実行するもの
↓目標達成に向けて頑張ろう。

◇政策は、活用するもの
↓自分たちの課題解決に使おう。
使える様に変えていこう。

という様に、「政策を利用しながら農業者・農業委員が成長していくものである」とらえてみてはどうでしょう。」との提案をいただきました。

女性の農業委員登用の効果について、女性の農業委員割合が10%増加すると

①遊休農地の解消または発生が抑制できる。遊休農地が9.1%減少する。

②農業者年金への加入を促進できる。年金加入者が1.4%増加する。

③農地の権利移動・集積に関する業務もスムーズに進む。

この数値も出ているそうです。女性が増えたことで研修会も増え、全体の農業委員としての資質向上にも繋がっているようです。

『女性』にこだわらず、個人として頑張る。上からの目標や期待などを気にせず、ワクワクと取り組もう。

・女性特有のいい意味での『おせっかい』を有効利用して、ぜひ不安がらずに一歩一歩取り組んでいってほしい。

・警戒しなくて大丈夫。やれることをやろう！

出席者みななの肩の力が楽になったと共に、新たな決意に満ち溢れた瞬間でした。

(農業委員 新関さとみ)



農地パトロール 実施のお知らせ

山形市農業委員会では、遊休農地の解消と発生防止を図るため、毎年8月頃に農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者の方に、営農再開や草刈りなどの管理をしていただくよう、指導を行っています。調査員が伺った際は、ご協力をお願いいたします。

また、農地パトロールの結果に基づき、遊休農地の所有者の方に「遊休農地に係る利用意向調査」が送付される場合があります(11月頃に郵送の予定)。これは、遊休農地の利用について所有者の方の意向をお尋ねするもので、農地法に定められた調査です。併せてご協力をお願いします。

遊休農地に対する

固定資産税の課税強化について

課税強化の対象となるのは、次の①②両方の条件に該当し、農業委員会から「農地中間管理機構」の協議の勧告を受けた遊休農地です。

①有効利用できるにも関わらず、耕作あるいは草刈りなどの維持管理がされないもの。

②所有者が、送付されてきた「遊休農地に係る利用意向調査」で農地中間管理機構への貸付を希望しないもの。

これらに該当する遊休農地については、農地の固定資産税を算定する際に適用される軽減割合(1/10・55)が適用されず、固定資産税が増額されることになります。

遊休農地を解消するには？

いったん遊休農地になり、荒廃が進んでしまうと、優良農地に戻すことがますます難しくなります。

遊休農地は、雑草や害虫の発生で周辺に迷惑となるばかりでなく、不法投棄や火災を招く恐れもあります。農地をお持ちの方は、日頃から適切な維持管理をお願いします。

高齢者の方など、自力で遊休農地を解消することが難しい方は、農地中間管理機構への貸付もご相談ください。

令和5年 山形市賃借料 情報について

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃借借における賃借料の動向について、「令和5年山形市賃借料情報」を作成しました。

事務局窓口での配布のほか、山形市農業委員会のホームページからもダウンロードすることができます。

農地の賃貸借契約締結の参考にご利用ください。



農業者年金 現況届について!

5月末頃に農業者年金基金から現況届の用紙が受給権者に送付されますので、次のとおり提出をお願いします。なお、現況届を提出されなかった場合、農業者年金が差し止めになりますのでご注意ください。

- ◆提出時期◆ 6月1日から6月30日まで
- ◆提出場所◆ 市役所6階農業委員会又は最寄りのコミュニティセンター(元地区公民館)

経営移譲年金(特例付加年金)を受給されている方へ

経営移譲年金を受給している方が提出する現況届には、右のような質問があります。すべての質問に回答して提出して下さい。

回答の一つでも「はい」があれば支給停止の可能性ありますのでお気をつけください。

※1について、後継者の農作業手伝いは、支給停止になりません。

※3について、担い手への利用集積や農地中間管理機構へ貸しても支給停止になりません。

※6について、建物共済は含みません。

《お問い合わせ先》

農業委員会事務局 農政振興係
電話 023-641-1212 内線 773

1 あなたご自身が農業を営んでいますか?	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
2 あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか?	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしたか?	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか?	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか?	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6 あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか?	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

令和5年度 山形市農業委員会 許可等日程

許可月	3条・4条・5条等の受付期間	総会開催日
7月	6月20日(火)～23日(金)	7月13日(木)
8月	7月20日(木)～25日(火)	8月14日(月)
9月	8月21日(月)～25日(金)	9月13日(水)

※農地法3条(農地に係る権利移動)、4条・5条(農地の転用)等の許可を受けるためには、上記の受付期間中に申請し、翌月13日頃開催の総会で許可・不許可の決定となります。

※許可申請には確認事項、必要書類がありますので事前にご相談ください。

お問い合わせ先：山形市農業委員会事務局(電話 023-641-1212 内線 775・776)



編集後記

今回の219号で私達7名の編集委員の任期を終えます。3年間には、コロナウイルス感染症による世界規模の変化がありました。当広報誌も、農業者の生の声をお届けする「おじゃまします」の休止など紙面作りにも変化を求められました。

そんな中、令和4年度に第28回「農業委員会だより」全国コンクールで全国農業新聞特別賞を受賞したことは大変喜ばしく、読者の皆様に感謝いたします。

今後とも「穂豊帆21」を愛読していただきますようお願いいたします。

(編集委員長 遠藤 紀江)



後列左から：高橋徳郎 丸子宏 小松武 推名俊明
前列左から：梅津茂 遠藤紀江 新聞さとみ